○余市町円山公園ふれあい交流施設設置条例施行規則

平成９年７月２２日
規則第２０号

（目的）

第１条　この規則は、余市町円山公園ふれあい交流施設設置条例（平成９年余市町条例第２号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第２条　余市町円山公園ふれあい交流施設（以下「ふれあい交流施設」という。）の開館は、午前９時から午後９時までとする。ただし、町長が必要と認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

２　前項本文の規定にかかわらず、午後５時から午後９時までの間において、第７条の規定による使用の許可をしていない日の開館時間は午前９時から午後５時までとし、同条の規定による使用の許可をした日の開館時間は午前９時から当該使用の許可をした使用時間の終了時間までとする。

（休館日）

第３条　ふれあい交流施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（１）　毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その翌日（その日が５月４日又は５日に当たるときは、同月６日）

（２）　１月１日から１月５日まで及び１２月３１日

（係の配置）

第４条　ふれあい交流施設に次の係を置く。

（１）　管理係

（２）　緑化推進係

２　係に係長、主査、主任その他の職員を置くことができる。

（職員の職務）

第５条　館長は、館務を掌理し、職員を指揮監督する。

２　係長は、館長の命を受け、業務に従事する。

３　主査、主任その他の職員は、上司の命を受け、業務に従事する。

（使用許可の申請）

第６条　条例第５条第１項の規定により許可を受けようとするもの（以下「使用者」という。）は、余市町円山公園ふれあい交流施設使用許可申請書（第１号様式）を町長に提出しなければならない。

（使用許可書の交付）

第７条　町長は、前条の規定により申請書を受け、使用を許可したときは、余市町円山公園ふれあい交流施設使用許可書（第２号様式）を交付する。

（使用料の徴収）

第８条　ふれあい交流施設の使用料は、使用許可の際に徴収する。

（使用料の減免）

第９条　条例第８条の規定による使用料の減免は次の各号に定めるところによる。

（１）　町が経費を支出して、主催又は後援等をする各種行事に使用する場合は免除

（２）　国又は他の地方公共団体が経費を支出して、主催又は後援等をする各種行事に使用する場合は免除

（３）　余市町内の学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める小学校、中学校が使用する場合は免除

（４）　前号以外の学校教育法に定める学校が使用する場合は５割減額

（５）　前各号の他町長が特別の理由があると認める場合

２　条例第８条第１項の規定により使用料の全部又は一部の減免を受けようとする者は、余市町円山公園ふれあい交流施設使用料減免申請書（第３号様式）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、使用料の全部又は一部の減免を承認したときは、余市町円山公園ふれあい交流施設使用料減免承認書（第４号様式）を交付する。

（使用の取消し又は変更）

第１０条　使用者が使用を取消し、又は許可された内容を変更しようとするときは、町長に申し出なければならない。

（特別設備等の申請許可）

第１１条　条例第１２条の規定により特別設備等の許可を受けようとする者は、余市町円山公園ふれあい交流施設特別設備等許可申請書（第５号様式）を町長へ提出しなければならない。

２　前項の使用を許可したときは、余市町円山公園ふれあい交流施設特別設備等許可書（第６号様式）を交付する。

（使用者の遵守事項）

第１２条　使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　備付備品等の取扱いを適切に行うこと

（２）　火災、盗難その他災害の防止に万全を期すること

（３）　危険物及び危険の生ずるおそれのあるもの、その他迷惑となるものの持

ち込みは行わないこと

（４）　他の利用者、施設管理上支障となる行為等は行わないこと

（５）　その他関係職員の指示に従うこと

（破損等の届出）

第１３条　条例第１４条の規定により、使用者が施設の建物及び設備等を破損、汚損、若しくは滅失したときは、直ちに余市町円山公園ふれあい交流施設破損（汚損、滅失）届（第７号様式）により町長に届出てその指示を受けなければならない。

（使用の点検）

第１４条　使用者は、施設の使用が終わったときは、直ちに職員に届出なければならない。

（管理の代行）

第１５条　条例第１５条の規定に基づきふれあい交流施設の管理を行う指定管理者が、条例第１７条第１項の規定によりふれあい交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受する場合において、同条第３項の規定による利用料金の額、条例第８条の規定による減免の基準及び条例第９条の規定による還付の基準を定めるときは、利用料金の額等設定承認申請書（第８号様式）を町長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　町長は、前項の利用料金の額等設定承認申請書について、適当と認めたときは、利用料金の額等設定承認書（第９号様式）を指定管理者に交付する。

３　条例第２０条第２号の規定により臨時に開館時間及び休館日を変更し、又は別に休館日を設けるときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

４　指定管理者にふれあい交流施設の管理を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第６条、第７条及び第９条から第１１条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第８条、第９条及び第１号様式から第４号様式までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第１号様式、第３号様式、第５号様式及び第７号様式中「余市町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第１６条　この規則の施行について必要な事項は、町長が定める。

附　則

この規則は、平成９年８月１日から施行する。

附　則（平成１４年１０月１日規則第８０号）

この規則は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３１日規則第１５号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（令和８年１０月３０日規則第１６－３号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

余市町円山公園ふれあい交流施設使用許可申請書

下記のとおり、余市町円山公園ふれあい交流施設を使用したいので申請いたします。

<table>
<tr><td>使　用　施　設</td><td colspan="4">１　多目的ホール　　２　ＰＲ・展示室　　３</td></tr>
<tr><td>使　用　目　的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>使　用　期　間</td><td colspan="4">年　　月　　日　午前、午後　　時　　分から
年　　月　　日　午前、午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td>使　用　人　数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>附属設備及び設備物件の使用</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>使　用　責　任　者</td><td colspan="2">住所
氏名</td><td>電話
番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">※　使　用　料</td><td>多目的ホール</td><td>ＰＲ・展示室</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>合計金額</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（備考）※は記入しないでください。

第２号様式（第７条関係）

余市町円山公園ふれあい交流施設使用許可書

第　　号
年　　月　　日

様

年　　月　　日申請のあった施設の使用について、下記のとおり許可します。

記

１　使用施設

２　目　　的

３　使用箇所

４　期　　間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
時　　分から　　時　　分まで

５　使用許可に当たっての条件

６　使用料　　使用料＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７　その他必要事項

第３号様式（第９条第２項関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

余市町円山公園ふれあい交流施設使用料減免申請書

下記のとおり、余市町円山公園ふれあい交流施設を使用したいので申請致します。

<table>
<tr><td>使　用　施　設</td><td colspan="4">１　多目的ホール　　２　ＰＲ・展示室　　３</td></tr>
<tr><td>使　用　目　的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>使　用　期　間</td><td colspan="4">年　　月　　日　午前、午後　　時　　分から
年　　月　　日　午前、午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td>使　用　人　数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>使用責任者</td><td colspan="2">住所
氏名</td><td>電話
番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">※　使　用　料
減　免　額</td><td>多目的ホール</td><td>ＰＲ・展示室</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>減　免　理　由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（備考）※は記入しないでください。

第４号様式（第９条第３項関係）

余市町円山公園ふれあい交流施設使用料減免承認書

第　　号
年　　月　　日

様

年　　月　　日申請のあった施設の使用について、下記のとおり承認します。

記

１　使用施設

２　目　　的

３　使用箇所

４　期　　間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
時　　分から　　時　　分まで

５　使用許可に当たっての条件　　使用後は整理・清掃をすること。

６　使用料　使用料　余市町円山公園ふれあい交流施設設置条例第８条により免除

減免額　　円

７　その他必要事項

第５号様式（第11条第１項関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

余市町円山公園ふれあい交流施設特別設備等許可申請書

下記のとおり、特別設備等を使用したいので申請致します。

<table>
<tr><td colspan="2">使　用　目　的</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">使　用　期　間</td><td>年　月　日　時　分から
年　月　日　時　分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">使　用　場　所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">特別設備等</td><td>着手（持込）日時</td><td>年　月　日　時　分から</td></tr>
<tr><td>撤　去　日　時</td><td>年　月　日　時　分まで</td></tr>
<tr><td>構　造
器具持込の場合はその名称規模数量等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">摘　要</td><td></td></tr>
</table>

第６号様式（第11条第２項関係）

余市町円山公園ふれあい交流施設特別設備等許可書

第　　号
年　　月　　日

様

年　　月　　日申請のあった特別設備等の使用について、下記のとおり許可します。

記

１　目　　的

２　期　　間　　年　　月　　日　　時　　分から
　　年　　月　　日　　時　　分まで

３　使用場所

４　着手（持込）日時　　年　　月　　日　　時　　分から
５　撤　去　日　時　　年　　月　　日　　時　　分まで

６　構　造

第７号様式（第13条関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

余市町円山公園ふれあい交流施設破損（汚損、滅失）届

下記のとおり破損（汚損、滅失）しましたのでお届けします。

許可年月日	年　　月　　日
使用年月日	年　　月　　日　　時　　分から 年　　月　　日　　時　　分まで
使用目的	
破損等の日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
破損箇所又は物件	
破損等の数量	
破損等の内容又は程度	

第８号様式（第１５条第１項関係）

利用料金の額等設定承認申請書

年　　月　　日

余市町長　様

指定管理者　住所
名称
代表者氏名

余市町円山公園ふれあい交流施設の利用料金（額・減免基準・還付基準）について、下記のとおり定めたいので申請します。

記

申請の内容

第９号様式（第１５条第２項関係）

利用料金の額等設定承認書

年　　月　　日

様

余市町長

年　　月　　日付けで申請のありました余市町円山公園ふれあい交流施設の利用料金（額・減免基準・還付基準）について、申請のとおり承認します。

第１号様式（第６条関係）
第２号様式（第７条関係）
第３号様式（第９条第２項関係）
第４号様式（第９条第３項関係）
第５号様式（第１１条第１項関係）
第６号様式（第１１条第２項関係）
第７号様式（第１３条関係）